

第4次赤穂市障がい者福祉長期計画体系案(新旧表)

旧		新
第3次赤穂市障がい者福祉プラン(基本法)		第4次赤穂市障がい者福祉プラン(基本法)
基本目標1 障がいに対する理解の促進		基本目標1 共に生きるための理解と交流の促進
(1) 障がいや障がいのある人に対する理解の促進		(1) 障がいに対する理解の促進
(2) 交流の促進		(2) 福祉の担い手の育成
(3) 福祉の担い手の育成	※基本目標7(1)と統合 ※旧基本目標7(2)・(3)を統合	(3) 参画・協働と交流の促進
		(4) 文化芸術、スポーツ等の振興
基本目標2 日常生活を支える支援		基本目標2 いつまでも安心して暮らせる地域づくり
(1) 相談・情報提供体制の充実		(1) 相談・情報提供体制の充実
(2) 障害福祉サービス等の充実		(2) 障害福祉サービス等の充実
(3) 経済的な支援	※旧基本目標6から移動	(3) 安心して暮らせる環境の整備
(4) 差別の解消及び権利擁護の推進	※旧基本目標6から移動	(4) 防災・防犯対策の充実
		(5) 経済的な支援
		(6) 権利擁護の推進
基本目標3 一人ひとりに応じた働き方の支援		基本目標3 一人ひとりに応じた働き方への支援
(1) 一般就労に向けた支援		(1) 一般就労に向けた支援
(2) 福祉的就労の支援		(2) 福祉的就労の支援
基本目標4 こころと体を支える保健・医療体制の充実		基本目標4 保健・医療体制の充実
(1) 保健サービスの充実		(1) 保健サービスの充実
(2) 医療・リハビリテーションの充実・確保		(2) 医療とリハビリテーション体制の確保
基本目標5 子どもの健やかな成長の支援		基本目標5 子どもの健やかな成長のための支援
(1) 療育の充実		(1) 療育の充実
(2) 特別支援教育等の充実		(2) 特別支援教育等の充実
基本目標6 安心して暮らせる地域づくり		
(1) 安心して暮らせる環境の整備		
(2) 防災・防犯対策		
基本目標7 社会参加の促進		
(1) 参画と協働の取り組み		
(2) スポーツ・文化活動の促進		
(3) 余暇活動の場の確保		